

訪問看護ステーションひなた
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ひなたが設置する訪問看護ステーションひなた(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある利用者に対し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護サービス」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、の立場に立った適切な訪問看護サービスの提供を確保することを目的とする。

(訪問看護サービスの運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。また、要支援者に対しては環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 5 訪問看護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年12月21日条例第52号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問看護サービスの提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションひなた
- (2) 所在地 尼崎市七松町1丁目10-29

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 3人以上

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき訪問看護サービスに当たる。

- (3) 理学療法士等 2人以上

理学療法士等は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき訪問看護サービスに当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後6時とする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
また、ケアプランや主治医の指示があれば、必要なサービスを提供する。

(訪問看護サービスの内容)

第7条 事業所で行う訪問看護サービスは、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画の作成及び利用者又はその家族への説明
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載
- (2) 訪問看護サービス内容
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話

- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書に基づく訪問看護サービス

(3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問介護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、それに要する交通費を徴収する。

4 訪問看護サービスの利用の中止については、次のキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。

(1) 訪問予定日の前日までに連絡を受けた場合・・・無料

(2) 訪問予定日の当日に連絡を受けた場合又は連絡が無かった場合・・・利用者負担分の全額

※ただし体調や様態の急変など、緊急やむを得ない事情が有る場合は不要とする。

5 訪問看護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、尼崎市・西宮市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 訪問看護サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問看護サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での訪問看護サービスの提供以外

の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(暴力団の排除)

第15条 事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護サービスの提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備し、当該サービスの完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ひなたと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。